

議案第188号

訴訟の提起について（経済戦略局関係）

次のとおり賃料相当損害金等請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 西野田公設市場協 同組合ほか2名 2 大阪地方裁判所 賃料相当損害金等請求事 件	<p>本市との間で締結した福島区野田2丁目11番地13所在の本市が所有する建物の一部（以下「本件建物」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が解除されたにもかかわらず、本件建物を不法に占有する被告西野田公設市場協同組合（以下「被告組合」という。）に対し、平成25年9月6日に、本件建物に係る工作物収去建物明渡し並びに本件建物の明渡しが完了するまでの賃料相当損害金（以下「本件賃料相当損害金」という。）、滞納賃料（以下「本件滞納賃料」という。）及びこれに対する遅延損害金（以下これらを「本件賃料相当損害金等」という。）の支払を命じる旨の判決があったが、被告組合は本件建物内の工作物を収去して本件建物を明け渡すことをしなかった。</p> <p>これに対し、本市は、本市の申立てを受けた執行官が本件建物内の工作物を被告組合の費用で収去することができる旨の申立てをしたところ、平成26年3月25日に同申立てを認める決定があ</p>

った。

本市は、執行官に本件建物内の工作物の収去を完了させたこと及び被告組合が本件賃料相当損害金等を支払わないことから、被告組合に対し、本件賃料相当損害金22,204,044円、本件滞納賃料金417,719円及び本件建物内の工作物の収去により本件建物を原状回復するために要した費用（以下「本件原状回復費用」という。）金4,031,576円の合計金26,653,339円並びに本件滞納賃料及び本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払を求めるとともに、本件契約に係る連帯保証債務の履行として、本件契約の連帯保証人である被告司馬久義及び被告岸江伸一郎に対し、本件賃料相当損害金、本件滞納賃料及び本件原状回復費用の合計金26,653,339円並びに本件滞納賃料及び本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めるものである。

令和4年11月30日提出

大阪市長 松井一郎

## 説 明

賃料相当損害金等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。